

維持管理計画書

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

(1) ばい煙関係

No.	項目	達成することとした数値
1	塩化水素	200mg/Nm ³ 以下
2	硫黄酸化物	K値 = 12.0以下
3	ばいじん	A系炉：0.08mg/Nm ³ B系炉：0.15mg/Nm ³
4	窒素酸化物	170ppm以下
5	一酸化炭素	100ppm以下
6	全水銀	50 μg/Nm ³ 以下

(2) ダイオキシン類

No.	項目	達成することとした数値
1	排ガス	A系炉：1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 B系炉：5 ng-TEQ/Nm ³ 以下
2	ばいじん	3 ng-TEQ/Nm ³ 以下
3	燃え殻	3 ng-TEQ/Nm ³ 以下

(3) 騒音

No.	項目	達成することとした数値
1	騒音 (工場・事業場 に関わる騒音)	昼間：70デシベル以下 朝：65デシベル以下 夜間：60デシベル以下

(4) 施設からの排水

排水の放流は行いません。

(5) 臭気

1) 敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の規制基準 (工業専用地域)

No.	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
1	アンモニア	2
2	メチルメルカプタン	0.004
3	硫化水素	0.06
4	硫化メチル	0.05
5	二硫化メチル	0.03
6	トリメチルアミン	0.02
7	アセトアルデヒド	0.1
8	プロピオンアルデヒド	0.1
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03
10	イソブチルアルデヒド	0.07
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02
12	イソバレルアルデヒド	0.006
13	イソブタノール	4
14	酢酸エチル	7
15	メチルイソブチルケトン	3
16	トルエン	30
17	スチレン	0.8
18	キシレン	2
19	プロピオン酸	0.07
20	ノルマル酪酸	0.002
21	ノルマル吉草酸	0.002
22	イソ吉草酸	0.004

2) 排出口における特定悪臭物質の規制基準

① 排出口における特定悪臭物質の規制基準は、次式により算出して得た流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cn$$

- ・ q : 流量 (単位は 0 °C、1 気圧の状態に換算した m³/時)
- ・ He : 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(m)
- ・ Cn : 以下に示す敷地境界の地表における大気中の規制基準値

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 (m)未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

② 出口の高さの補正は、次式により算出するものとする。

$$H_e = H_0 + 0.65(H_m + H_l)$$

$$H_m = 0.795 \times (Q \times V)^{0.5} \div (l + 2.58 \div V)$$

$$H_e = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.301 \log J + (1 \div J) - 1)$$

$$J = 1 \div (Q \times V)^{0.5} \times (1,460 - 296 \times V \div (T - 288)) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_0 、 Q 、 V 、及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

- ・ H_e ：補正された排出口の高さ(m)
- ・ H_0 ：排出口の高さ(m)
- ・ Q ：温度15°Cにおける排出ガスの流量(m³)
- ・ V ：排出ガスの排出速度(m/S)
- ・ T ：排出ガスの温度(K)

排出口における特定悪臭物質の規制基準（工業専用地域）

No.	対象特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
1	アンモニア	2
2	硫化水素	0.02
3	トリメチルアミン	0.02
4	プロピオンアルデヒド	0.1
5	ノルマルブチルアルデヒド	0.03
6	イソブチルアルデヒド	0.07
7	ノルマルバレルアルデヒド	0.02
8	イソバレルアルデヒド	0.006
9	イソブタノール	4
10	酢酸エチル	7
11	メチルイソブチルケトン	3
12	トルエン	30
13	キシレン	2

2. 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

No.	項目	頻度	
1	処分した廃棄物の種類及び数量	投入時毎	
2	ごみ質	年4回以上	
3	燃焼ガス温度	常時	
4	集じん機入口ガス温度	常時	
5	ばい煙	ダイオキシン類	年1回以上
6		硫黄酸化物	6ヶ月1回以上
7		ばいじん	
8		塩化水素	
9		窒素酸化物	
10		全水銀	常時
11	一酸化炭素濃度		
12	焼却灰の熱しゃく減量	6ヶ月1回以上	
13	焼却灰・ばいじんのダイオキシン類	年1回以上	

3. その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事

(1) 処理施設共通事項

維持管理基準 施行規則第12条の6	基準を満たすために行う対策
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる際に取扱廃棄物以外の廃棄物が含まれていないかを確認し、また、トラックスケールにより、受入量の計量を行います。
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉に廃棄物を投入する際は、供給クレーン及び箱物供給設備に付帯のロードセルによる計量を行い、施設の処理能力を超えないようにします。
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	万一、廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	保守点検要領に基づいて定期的に施設の点検及び機能検査を行います。
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物は適正な屋内保管施設に保管して飛散、流出を防止します。また、悪臭の発散を防止するため、ピット室内の空気は燃焼空気として吸引し、必要に応じて薬剤散布を行います。
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	必要に応じて薬剤散布を行い、蚊・はえ等の発生の防止に努め、また、適宜清掃を行って構内の清潔を保持します。
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音対策、振動対策を行い、周囲の生活環境を損なわないように措置を講じます。
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水の放流は行いません。
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。

(2) 処理施設個別事項

1) 焼却施設

維持管理基準 施行規則第12条の7第5項	基準を満たすために行う対策
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	混合ピットにおいて、供給クレーンにより廃棄物を均一に混合します。

維持管理基準 施行規則第12条の6	基準を満たすために行う対策						
ロ 焼却室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	焼却炉への廃棄物の投入は、ダブルダンパを用いて外気と遮断した状態で行います。						
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	焼却炉温は常に高温に保ち、かつ十分な燃焼空気を供給して廃棄物を燃焼し尽くし、熱しゃく減量が10%以下になるようにします。						
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃バーナー、再燃バーナーにより焼却炉温を速やかに上昇させます。						
へ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃バーナー、再燃バーナーにより焼却炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くします。						
ト 焼却室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉に熱電対を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録装置により記録します。						
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却すること。	排ガス減温塔において水を噴霧し、バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏190度以下に冷却します。						
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルター入口に熱電対を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録装置により記録します。						
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	定期的に廃熱ボイラ、排ガス減温塔、バグフィルターにたい積したばいじんの除去作業を行います。						
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	焼却炉内温度は常に高温に保ち、かつ燃焼炉には十分な燃焼用空気を供給して未燃ガスを燃焼し尽くし、排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにします。						
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	煙突入口煙道の排ガス測定口に一酸化炭素濃度計を設置し、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録装置により記録します。						
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、別表第二の左欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の右欄に定める濃度以下となるよう廃棄物を焼却すること。 別表第二 <table border="1" data-bbox="228 1760 788 2024"> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 1760 603 1850">1時間当たりの処理能力が 4トン以上のも</td> <td data-bbox="603 1760 788 1850">0.1ng/Nm³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1850 603 1939">1時間当たりの処理能力が 2トン以上4トン未満のもの</td> <td data-bbox="603 1850 788 1939">1 ng/Nm³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1939 603 2024">1時間当たりの処理能力が 2トン未満のもの</td> <td data-bbox="603 1939 788 2024">5 ng/Nm³</td> </tr> </tbody> </table> 備考 右欄に定めるダイオキシン類の濃度は、厚生大臣が定める方法により算出されたものとする。	1時間当たりの処理能力が 4トン以上のも	0.1ng/Nm ³	1時間当たりの処理能力が 2トン以上4トン未満のもの	1 ng/Nm ³	1時間当たりの処理能力が 2トン未満のもの	5 ng/Nm ³	廃棄物は焼却炉内で高温で燃焼させ、燃焼ガスは廃熱ボイラ、排ガス減温塔により速やかに冷却し、また、活性炭吹き込み及びバグフィルターによる排ガス処理を行って、排ガス中のダイオキシン類の濃度が以下の記載する値以下となるようにします。 ・A系キルンストーカ炉：1 ng/Nm ³ （1時間当りの処理能力：2トン以上4トン未満） ・B系バーチカル炉：5 ng/Nm ³ （1時間当りの処理能力：2トン未満）
1時間当たりの処理能力が 4トン以上のも	0.1ng/Nm ³						
1時間当たりの処理能力が 2トン以上4トン未満のもの	1 ng/Nm ³						
1時間当たりの処理能力が 2トン未満のもの	5 ng/Nm ³						

維持管理基準 施行規則第12条の7第5項	基準を満たすために行う対策
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6カ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	燃焼ガス中に消石灰を吹き込むことによる酸性ガスの除去を行うほか、常に施設の適正な運転を行うことにより、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突から排出される排ガスを水による洗浄・冷却は行いません。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。また、ばいじんはキレート（薬剤）を用いた飛灰処理装置により安定化して処分します。
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰だし設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	溶融は行いません。
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	焼成は行いません。
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんの薬剤処理は、飛灰処理装置により、ばいじんとキレート（薬剤）及び水を均一に混合します。
フ 火災の発生を防止するための必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設置します。
施行規則第12条の7第5項の一	基準を満たすために行う対策
燃焼中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	焼却炉中の燃焼ガスの温度が低下した際には、助燃バーナー、再燃バーナーを起動させ、摂氏800度以上に保つよう制御します。
施行規則第12条の7第5項の三	基準を満たすために行う対策
事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	受入設備から廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設け、かつ、当該施設が設置される床又は地面は、廃油が浸透しないようコンクリートで築造又は被覆します。